

第十九回 参議院通商産業委員会會議録第二十五号

昭和二十九年三月二十九日(月曜日)午後二時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君

理事

加藤 正人君
海野 三朗君

委員

黒川 武雄君
小林 英三君
高橋 衛君
西川彌平治君
酒井 利雄君
岸 良一君
豊田 雅孝君
三輪 貞治君
武藤 常介君
白川 一雄君

國務大臣

通商産業大臣

愛知 揆一君

政府委員

通商産業大

岩武 昭彦君

臣官房長

岡田 秀男君

中小企業庁長官

林 誠一君

事務局側

常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 小田橋貞寿君

本日、の會議に付した事件

○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○通商及び産業一般に関する調査の件(中小企業金融に関する件)

(電領料金に関する件)

○委員長(中川以良君) 只今より通商産業委員会を開きます。

本日は中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

先ず御意見を伺いたいと思いますが、格別御発言もないようでございますが、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

○海野三朗君 この中小企業金融公庫は誠に必要存在でありまして、地方を眺めますといふと、早大に整雨といふた感じで、要求者の、借りたといふ人に対して非常に少いのが甚だ遺憾であります。この状態は決して健全なる社会の状態ではありません。

で、これはつまり日本の中小企業が行詰つておることを意味するものであります。詰つておることを救済する第一の方法といつたしましては、大いにこの予算をもつと、殖やして、そうしてこの中小企業を救わなければならぬと考へるものであります。今日まで政府は非常な努力をされたのであると思ひますが、私も実際に中小企業を眺めるときに、甚だ遺憾なる点がまだ多々残つておるのであります。今後ともこの方向に一層の努力を払われることを要望いたしまして私はこの案に賛成の意を表するものであります。

○西川彌平治君 私は只今の中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案に對しまして賛成をいたすものでござい

ます。理由をいたしましては、今日中小企業が資金難に非常に陥つておりまして、何とかいたしまして少しでも皆さんの資金を得たいというふうに考へておられます。増額をしまして、百三十億を百五十億に増額をすること、これは誠に時宜を得たものとして喜びに堪えないと同時に、この対象となつておりますものに更に増額組合、消費生活協同組合というよりなもので、これの対象にされたことはこれ又非常に私は時宜を得たものと考えておる次第であります。なお私は希望申上げますならば、今回百三十億を百五十億に改めておられますが、政府におきまして非常にこの財政面にお困りのときであります。更にこの方面に、いさし少く資金を一つ出せないかといふことを私は強く要望するものであります。これを強く要望するものであります。これを強く要望するものであります。これを強く要望するものであります。

○豊田雅孝君 私も本案に賛成をいたします。ただ今日中小企業金融が非常に緊迫いたしました。前途誠に憂慮に堪へぬものがあるわけでありまして、さういふ面からいたしまして、一つは今後何らかの方途を講じられまして、更に中小企業金融の資金の拡大強化を切に希望するところが一点であります。まして、もう一点は中小企業金融公庫に今回増資になり、又その資金はやや

殖えましていただいても、これが運用に當りましては弾力性のある臨機応變の運用をせられる必要があると思ひのであります。只今の資金運用は額も少いの

であります。各代理店に余りにも引摺られるといひます。その枠が非常に分散的に小さくなり、而してその運用が必ずしも円滑でないというわけでありまして、従来の運用方法と變つた弾力性のある、場合によりましては重点的な運用によりまして、この中小企業金融の緊迫した情勢に即応する運用をせられることを希望いたします。まして本案に賛成いたします。

○武藤常介君 改進黨を代表して本案に賛成いたします。前々にも質問のときに述べたおききましたが、今回は資金が増額にはなりましたが、中小企業者の要望をこの額では到底満たすことはできない。殊に又政府の方針によりまして今回の緊縮政策になりますといふと、この方面が又非常に利用されるようになるだろうと思ひます。今度の改正案によりまして又非常にこの利用する業者の種類も殖え、法活用の範囲が非常に複雑になつております。従つて今後はどうしてもこの額は五割乃至或いは倍ぐらゐに増額する必要があると、こゝろ思ひましてこの機会に希望を述べまして、本案に賛成いたす次第であります。

○委員長(中川以良君) ほかに御発言ございませんか……。

それでは他に御意見もないようでありまして、討論は終局したものと認

めて御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決を行います。中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決することに決定いたしました。

なお本會議における委員長の日頭報告並びに事後処置につきましては前例により委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それから報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますので、本案を可とせられたかたの順次御署名をお願いを申上げます。

多数意見者署名

加藤 正人

黒川 武雄

小林 英三

西川彌平治

酒井 利雄

高橋 衛

岸 良一

豊田 雅孝

海野 三朗

三輪 貞治

白川 一雄

○委員長(中川以良君) それから只今通商大臣が久し振りで当委員会においてになりましたので、本會議のベルの鳴りますまで、通商大臣に対する御質疑をお願いいたしますと存じます。

○西川彌平治君 私はそのことを実は

委員長に申し上げて発言をいたしたいと思つたのでございますが、幸いに委員長さんからさようなお話がございましたので、私は通産大臣に極く簡単に一つ御質問を申し上げて見たいと思つたのであります。私が申し上げるまでもなく、もう毎日の新聞やラジオやあらゆる機関を通じて、大臣は御承知のことと存じておりますが、今日の中小企業の行詰りというものは、実に私は深刻なものであると思つてゐるのであります。特に私は最近二、三の地方を廻つて参りました、東京よりも更に地方が深刻な度々加えておるやうに私は感じておるのであります。本来でありますれば、この経済界は中央が困つて、それから地方に参りますと、割にその影響がないのが通例でございますが、最近の状況を見ますと、いふやうに、殆んどこれは中央、地方を問わず、深刻な様相を呈しておると思つてゐるのであります。地方は戦争前は相当のいわゆる何といふか、内部的に余裕のあるところも申しますか、割合に中央の影響を受けなかつたのであります。ところが、今回は中央と同様に深刻な状況を呈しておるやうなものであります。かような状況が私は悪化いたしました。先には大工業の、大工場のしわ寄せが中小企業に行くと、いふことで我々は心配したのであります。が、今日のこの中小企業のしわ寄せが私は循環をいたしまして、今度は大企業に又このしわ寄せがはね返るのではないか、かやうに考えられるのであります。かやうな点に對しまする通産大臣の一つ御所見、又それに対する対策等がありましたら、一つ承わりたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 中小企業の問題につきましては、前々から申し上げますが、二十九年度の予算案並びにこれに伴ひまする経済政策の転換が、一番この中小企業に早い時期に、且つ深刻な打撃を与えるのではなからうか。で、これをできるだけ早く回避することが成功するかどうかがこの政策転換の私は成功の鍵であるといふやうに考えておるわけでございまして、若し中小企業対策がうまく行かぬければ全体として非常に面白くないことになるといふことを、この政策の転換の当初から私といたしましては心配し、又情勢の推移を見ておつたわけでございまして、只今御指摘のやうに当初から恐れておりましたやうな傾向が相当出て来ておることは、否定することはできないと思つてゐるのであります。ただ私どもといたしましては、どうもこの財政の圧縮なり金融の引締なりといふことは、あらゆる方面においての国民の我慢と耐乏とを基調にする政策でございまして、一概に苦しいところだけで来ようだからと言つて、それに対する救済措置を安易にとるといふことは、これも又全体としてとるべきことではないといふことを考えておるわけでございまして、ともかくもそのいつた考え方の下に最近の状況、並びにそれに対する対策は極めて慎重に且つ手際よくやらなければならぬと考へております。

そこで中小企業に對しての最近の状況をどういふやうに見ておるかという点がお尋ねの第一点でございますが、先ず一つは金融機関の系列とでも申しますか、金融機関の系列から来る問題、それから融資をできるだけ選別するといふやうな態度を金融機関でとらざるを得ないやうな状態になつておりますから、そこから来る問題、それから大企業との関係において下請代金の支払の問題、それから閑居の手形期限の延長等から来る問題といふやうなことで、一口に言ひまして大企業からのしわ寄せを受けておる面が非常に多い。それから只今御指摘のやうに中小企業自体としても直接の影響を非常に深刻に受けて来るといふやうな状態が現実の状態であらうと思つてゐるのであります。そうして金融難が具体的にどういふ点に現れておるかと思ひます。通産省と、これも只今御指摘がございました通りでありまして、例えば不渡手形がその件数のみならず、一件当りの金額が少くない、或いは又融資を希望する額が日増しに多くなる、それに対して融資の実績が十分でないといふやうな、いろいろの点において具体的な事例が起つておるわけでございまして、そのいつたやうな状況でございまして、大体これまでも申上げておりましたやうに、一つだけの方法をとつて端的に効果を現わすといふやうな、そういう起死回生の妙策はございせんから、いろいろの面から総合的な対策を打つて行かなければならぬと考へております。そこで例へば取りあへず金融だけの問題としての対策を申上げますと、大きく分けて五つくらいに考へられると思ひます。その一つは政府金融機関の活用であります。それから第二は指定預金の操作でございます。それから第三は信用補完制度の活用であります。第四は小口金融の円滑化の措置でございます。第五は下請代金の支払促進の措置でございます。大体こ

いうやうな大きく別けて五つくらいの方法が直接金融対策として考へられるかと考へておるのでございます。政府機関の金融機関の活用については、只今御質問を終えられました中小企業金融公庫もその一つでございます。それから国民金融公庫におきましては、特に非常に詳細なものに對する小口の貸付制度をできるだけ簡易な方法で実行したいと思つております。それから商工中金の關係におきましては、これは実は金融債の引受の問題で、少くとも本年と同額の四十億圓を資金運用部で引受けてもらえるかどうかといふことが当面の最大の問題になつておりました。通産省といたしましては、できるだけこれは他の部門との比較から申しましても、特に重点的に考へてもらなければならぬ問題だと思ひますので、今最善の努力を續けてゐるやうなわけでございまして、それから、以上のやうなことが政府関係機関直接に關係の問題でございまして、第二は指定預金の操作でございます。先ほども申上げましたが、全般的に指定預金をうんとこれはやつて、或いは引揚げないで、そうして金融を緩めるといふやうなことを私は筋として考へたかと思つてゐるのであります。若しそういうことを徹底してやるということであれば、今回のいわゆる困窮予算に伴う一連の経済政策が根柢から覆る虞れもあるかと思つてゐるのであります。併しながら中小金融に對して特に考へなければならぬこの事態におきまして、理窟一点張り指定預金の操作をするといふことは、それこそ角を矯めんとして牛を殺すやうなこと

になると考へられますので、この点につきましては情勢をよく見守つておりました適切な随時適宜な措置を講じたいと思つておるわけでございまして、それから第三は信用補完制度の活用でございます。これにつきましては法律案の御審議もお願ひいたしてございまして、信用保証協会の活用につきましても同様でございますが、ひとり金融の額を政府機関で殖やすだけでなく、一般の市中の金融機関からの融資を受けやすくするように、受償力をできるだけ早く固めたい、強くしたいといふ範圍で、かやうなことを考へて参りたいと思ひます。それから、その次に小口金融の円滑化でございますが、これは先ほど国民金融公庫についてもちよつと申し上げましたが、実はこれはいわゆる中小金融の問題といふよりも、もつと下と言つては語弊がございしますが、もつと小さな零細金融といふのがいいかと思ひますが、例へば期票三カ月乃至六カ月くらい、簡略な手続で一口五万円といふたやうな程度のものを、この二十九年度におきましては実行して行きたいと思つております。これは一つのテスト・ケースとも言うべきものであると思つてゐますが、特にこの零細な面に對しましては、簡易であつて小口な貸付の制度を新設したい。これは或る意味におきましていわゆる非合法な金融機関の活動に對してこれを封殺するやうな効果もあるのではないかと思つております。又同じく小口金融の円滑化については、いわゆる小口の信用保証制度の創設が必要であると考へるわけでありまして、これにつきましても法律案を御審議願つたわけでございまして、

第五の下請代金の支払促進は、通産省といまして公正取引委員会とも緊密に連絡をとりまして、又関係各庁の協力を得まして、例えば各役所から下請の支払を迅速にするように契約先に勧告をする、時宜によつては受領委任状によつて直払いをする等の措置を講ずるといふようなことが適当ではなからうかと思ひまして、かような方法を実施して参りたいと考えております。

以上は極く概略を、特に金融政策という面から申上げたわけでございますが、なお、これらの点につきましては実情の把握、殊にその移り変りを常時適切に掌握することが政府側として絶対に必要なことであると考えますので、特に従来にも増して各金融機関或いは大阪、名古屋を始め、地方の主要都市等についても、本省において、中央において事態の推移が的確に掌握が出来ますようにと考へまして、それらの手続等につきましては大体すでに軌道に乗つておるつもりでございますが、各地方の現実の実情が迅速、的確に中央に連絡され、それに対して必要の場合に遺憾のない措置を講じ得るような態勢にいたしておる、或いは又市中金融機関、日本銀行等に対する連絡も従来にも増して十二分にたれるようにするといふような構え方を現に十分気を付けてやつておるつもりでございますが、今後一層事態の深刻化が予想されますので、それらの点につきましては十分の留意をいたして参るつもりでございます。

○西川弥平治君 今大臣からいろいろ中小企業に対する主として、金融面からのお話を頂いたのでありますが、

私はこの金融の面につきまして政府機関をいろいろ動員いたしまして、

そうしてこの中小企業に金融を図るというその親心に対しては誠に有難く考へておるものでございます。併しながら政府といたしまして、まあ緊縮予算の編成とでもいいますか、そういうことからいたしまして、まあ物価の引下げ、物価を引下げるためにはまあ日銀あたりの協力を得ましていろいろな貸出等に対する制限がされておるわけでありますが、そういう貸出の枠とでも申しますが、制限をいたしますものが、政府機関の貸出との関係におきまして、だん／＼と今まで中小企業が一般金融機関から金を借りておるものが、要するに緊縮方針によるところの貸出制限というやうなことがかゝらいたしまして、どん／＼引揚げられて来まして、実際に親心で政府機関の中小企業金融公庫であるとか、或いは商工中金であるとか、そういうやうな関係から出る金がつかり一般金融機関の貸出と置き代つてだん／＼と行くやうな傾向が現実の問題として私は非常に大きいように見ているのであります。常にかやうな点について政府はどういうふうな御調査をなすつておられますか。又そういう点に対してどういふふうにお考えになつておるかを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) これは誠に御尤もな御尋ねだと思ひます。ただ現実の数字等を見て参りますと、いわゆる中小金融に対する市中金融機関、その他一般の政府機関でない金融機関の貸出の歩合も金額も僅かではございませんが、最近においてずつと年々、或いは

は毎月々々殖えております。極く僅かではございますが、その比率は殖えておるのであります。この一月、二月頃のものであります。これはまだ統計はできておりませんが、少くとも本年一月頃までの間では殖えて来ております。そこでそういう状態ではござい

ますが、同時に先ほど申しましたやうに、政府関係機関だけにこれは頼るわけに参りませんから、市中の一般の金融機関が貸出しやすくなる、或いは政府側から言つてやれば、これだけの制度をやつておるのになぜ貸してくれないかといふやうな御奨もできるというやうなことにすることが必要であると思ひますので、小口の信用保証制度の創設でありますとか、或いは信用保証協会の制度の法制化でございますとか、いわゆる受信能力を強化する、そうやつておいて、なお、且つ、市中金融機関がそこで制度的に保護しようとする中小企業に対して貸出が十分行かないといふやうなことであれば、これは非常に非難されるべき事柄になると考へるのであります。そういうやうな体制を私は作りたいと思つております。これらの点もそれ／＼すでに法律を要するものは法律案として御審議願つておるつもりであります。更にこれはまだ十分練れていない考へ方であり、同時に政府内部としてもまだ大蔵省方面と話し合ひはついておりませんが、私見といたしましては、中小企業に対する貸付についてはいわゆる貸倒準備金として税法上損金に算入されるものを、一般の貸出しよりもその比率を制度的に高くすることはどうであらうか、つまり中小企業に対する貸倒準備金が他

の貸倒準備金に対するよりは、制度とし、或いは税法上の保護を厚くしたらどうであらうか、そうすると中小企業が危いからでないとといふやうな、そういう非難を除去することができるといふやうなことも現在研究しておるわけでございます。これを要するに一般の企業としての金融が中小企業に対する貸出しをいやがるというやうな原因を制度的に除去するといふことが一つの

対策の一つではなからうか、こういうふうな考へ方が、先ほど来御指摘のやうな当面の非常に火のついた問題に對して、すぐこれに対する回答になるかどうかは別問題でございますが、日本のような非常に企業が零細であり、分散しておるやうな場合においては、恒久的の対策としては一つの考へられる問題ではなからうかと、こゝういふうに思つておる次第でございます。

○西川弥平治君 もう少し具体的な問題で一つは伺つて見たいと思ふのであります。私は前からの委員会等においてしばしば／＼申上げておりましたが、通産省と申しますか、中小企業庁と申しますか、中小企業に対しての施策として、いわゆる企業診断というものが最も私は効果的であつて、まあいい制度であるといふことを私は申上げておつたのであります。その企業診断をやりましたいふゆる中小企業に對してするその後の実績はどうであるかといふことについて私は相当数多く知つておるのであります。私の想像いたしておりますように、企業診断の結果といたしまして、工場の設備改善に

要する資金或いは運転資金等の融資の面に対する斡旋も相当中小企業金融公庫或いは国民金融公庫とか、或いは商工中金から受けておられて一応の設備改善或いは生産品種の統一といふやうなものができておりますので、工場の能率的な面におきましては相当これは数字から申上げましていい線が出ておるのでござい

ます。この点は私は中小企業庁の長官がおいでになります非常に感謝を申上げておるのであります。ところが最近私が廻つて見ますところによりやりますと、幸いにいたしましてその効果が現われまして、製品も相当できておる、それで春のやや開拓がされて来つた。併しながら今日の一般状況は非常に金詰りであるために資金の回収に非常に困つておるのである。而もこの現金なんといふところは殆んど寥々たるものであつて九十日、百日、百二十日、百五十日といふやうな手形でなければ販売ができない。それを現金でなければ駄目であるとか、或いは六十日手形でなければ駄目であるとかといふやうなことになる。かゝるストツクができてしまふ。かゝる加えて私が先ほど申上げましたやうに、折角この政府の御心配になつておるところの中小金融公庫であるとか、或いは商工中金であるとか、或いは国民金融公庫等からこの改善に対する資金は頂いておられますが、その半面いふゆる市中の銀行からはどん／＼と金を引揚げられて行つておる。あなたのところは工場がなか／＼よく行つてゐるから設備がよくつておるなんと言つて金を貸してくれるならばいいけれど、逆に金融の引締のあふりを食つて

るとか、或いは国民金融公庫にどうい
ものかを何とかして金を借りる方法とか
いうような何か措置がないかどうかとい
うことを、私は具体的に言うならば何
つて見たいと、こういふふうに思います。

○政府委員(岡田秀男君) 私どももさ
ような趣旨から、例えば商工中金の問
題にいたしまして、先ほど大臣から
お答えありましたように、極力資金量
を増やすような方策をいたしまして、

少くなりまし金融債の引受けの枠、
つまり資金運用部の金融債の引受けの
枠の中でありながらも、せめて商工中
金の分は本年度並みの枠を保持するよ
うに努力いたしたい。又指定預金の引
揚げにつきましても、商工中金その他
中小企業者関係の金融機関につきま
しては特別な措置をとつて参りたいとい
うふうなことを考えますと同時に、先
般御審議を願いました中小企業信用保
險法の改正の中におきましても、手形
の割引について信用保証協会の関係の
保証保険を及ぼすように措置をする
というふうに、あの手この手と中小企業
者が訴え得るような方策を考えてお
るわけでございします。それが先ほど、こ
れも又大臣も申されました通りに、と
申しながら、大きな日本全体を、金融
の引締というひとつの有力な手段
として健全な姿に建直して行こうとい
う流れを曲げるということまで持つ
て行くことはこれはいけないことであ
ろうと思つてございします。その辺の
大きな方針を認めながらも、中小企業
者の苦しみが不当な程度にならないよ
うに、迷路を若干作るような方向で努
力いたしたいというふうな努めてお
るわけでございします。御趣旨のよう
な趣旨に今具体的にこうだといふほどの点

はございせんが、大臣ともいろいろ
とお智慧を拝借しながら、大蔵省方面
と目下二、三具体的な方策について打
合せをいたしております。さういふこ
とが実現いたしますれば、何らかの程
度で御指摘になりましたような点の緩
和に資し得るのではないと思ひまし
て、なお努力をいたしておる状態で
ございします。

○豊田雅孝君 一つは只今の西川君か
らの質問に関連するのでありますが、
手形の、これがだん／＼と長くなつて
おる。これらの、要するに大企業の支
払遅延、これを公正取引委員会では独
禁法の違反として、不当なものを取締
るということになつてゐるのでありま
すが、併しながらこれについてはどう
してもその取締の基準、又裏から言え
ば、支払、未払の基準というものを明
らかにしなければこの問題ははつきり
しないと思つてあります。この点
については、私から公正取引委員会横
田委員長にしば／＼この席において論
議をいたしまして、遂に二月の十六日
だつたと思つてあります。横田公
取委員長から一月以内に支払基準とい
うか、或いは公取の取締基準という
ことになつたのであります。これに
ついては先般愛知通産大臣が自由党と
中小企業対策について折衝せられたる
際にも触れられたように承知をするの
であります。これは早くやらねばなら
ない。私は只今の刻々悪化しつつあ
る業界の情勢から言ひますという
と、後の弊になる虞れがあると思つて
あります。この際愛知通産大臣とし
ても公取委員会に督促をして頂きたい
という点が一つであります。

それからもう一つは、先ほど指定預
金の引揚げに關しまして随時適宜なる
措置をとられるという誠に婉曲なる表
現をせられたのであります。これも
先般愛知通産大臣及び中小企業庁長官
が自由党と折衝せられました際に
は、指定預金の引揚げ延期を要請する
というふうな伝えられておるのであり
まして、どうか自由党との間の折衝の内
容を私は今日具体的に一つここでお話
を願ひたい。愛知通産大臣は中小企業
金融及び中小企業対策につきまして
は、非常な熱意を示されておるのであ
りまして、先ほどそれがよく行か
なかつたならば、今同の緊縮予算なり、
或いはデフレ対策というものがもつて
本的に引つくり返るだらうというふう
に言われておるのであります。その
御努力、又誠意は非常に敬意を表して
おるのであります。それがだけにこの
通産委員会に對して、最も私は打割つ
た氣持をお示し下さることが必要であ
り、又適當だと思つてあります。さ
ういふ意味で只今の指定預金の引揚
延期の問題、又支払基準設定を急速に
する問題等を中心にしたしまして、先
般の自由党との折衝を詳細一つこと
でお話を願ひたいと思つてあります。

○國務大臣(愛知一君) 誠に御尤も
なお尋ねてございします。実は先般自由
党の総務会との間の話でございします
が、これはやはり当委員会御心配と
同じように、これで中小金融といいま
すか、中小企業対策は何とかうまく切
抜けて行けるのであらうかどうかとい
うことについて、党のほうから非常な心
配をいたしました。私も政府側の当事
者から、見通しなり、或いは対策なり
を聴取するということで、私もはむ

しろ呼ばれて行きました。いろいろの
意見を聞かれました。以下は次第で
ございします。従ひまして当委員会にお
きまして私どもが申上げております
以外のことについて、私どものほうか
らは別にこれという提案もしたもの
はないのでございします。ただ申すま
でもなく、党内での会合のことござ
いますから、非常に生々しいとい
う議論がぶつちられておる。その
で、その間或いは委員会等で申上げ
するところよりも、もつと細かい点
が、或いは乱暴な意見も出たかも知れま
せんが、私の印象をいたしましては、こ
こでお話申上げておるようなこと、或
いはお尋ね頂いておるようなこと以外
には新しいことは全くありませんで
した。新しい印象でございします。ただ
そのときに、或いは配りました書類等
もございします。若し当委員会にお配
りいたしましたもの以外のもので、或
いは別の見方をしたものが若しあり
するならば、早速これは刷り増した
しましてお配りいたしたいと思ひま
す。これも又今こどもも長官とも話し
たのであります。恐らくそれも一つ
もないはずでございまして、若しこ
れは何かそれ以外のものがございま
したならば御参考までに差上げるこ
とにいたしたいと思ひます。

さて、その会合の話はさういふわけ
なのでございします。或いは今まで申
上げたことと、従つて重複するかも知
れませんが、中小企業にお尋ねにお
きまして、先ほど西川委員のお尋ねに
お答えは、先ほど西川委員の、大体五つの点に
ついて至急に問題の打開を政府として
もやりたいといふことを考えておるわ
けでございします。即ちくといふよう

でございます。大きく分ければ政府関係
機関の大活用といふことであり、それ
から第二は指定預金の操作といふこと
についてはつきりした線を打出さうと
いうことであり、第三は信用補完制度
の活用であり、第四は小口金融円滑化
の措置であり、第五が下請代金支払促
進である。この五つに金融対策として
は大分に分けてございまして、その各項目に
ついて具体的な問題を全面的に推進し
て参りたい、こういふふうに考えてお
るわけでございします。

なお特に指定預金のお尋ねがござ
いしましたが、これは先ほど簡単に申上
げましたのでございまして、随時適切に申
しますことは、要するに私は当委員
会におきまして一月であつたと記憶い
たしますが、申上げました通り、私は
本来指定預金制度といふものは恒久制
度としてとるべきものではないとい
ふに私は確信いたしております。従
つてこの制度を若し恒久的にする
のならば、別個に法律なり予算なりを
作つて、そつして国会で十分御審議を
頂いて、恒久的制度として確立すべ
きものであつて、単に短期の国庫の余
裕金がたま／＼あるからといふので、こ
れを金融対策に使うのはこれは適切な
措置ではないと、私は考えておりま
す。併しながら今回の予算の編成に伴
ひまして、私の言うような根本的な措
置はできなかつたのでありまして、こ
れはなか／＼やはりむずかしい問題
で、一挙にさういふふうな恒久対策ま
では行かなかつたのであります。

とにあると思うのであります。これとて先ほど随時適切にと申しましたのは、例えは対象をいわゆる普通銀行等に拡張しておく必要はないのであつて、中小企業に対する金融が實際この資金を短期であつても預託しておくことによつて十分中小金融の打開のために使つてくれるようなところではないか、これは使はずべきものではないかと思ふのであります。単に金融機関が自己の資金繰りをよくするがために一律、画一的に、而もいつまでも期限を延ばし延ばして、この資金源に頼るといふようなところがあれば、こういうところは私は當てにしないでいいのじやないかといふふうに考えるわけでございます。自然これを随時適切にといいような表現で申上げたのでございす。従つて商工中金、相互銀行、信用金庫といつたようなところがこれを扱うべきところであると考へます。又現に引揚げの計画も昨年末いへる問題がありまして、今年の九月まで引揚げをならして行くことにして、九月には全部引揚げということになつておりますが、この点も併せて引揚げのほうも暫らく窮屈に考へることを避けるということについては十分考究し直さうと私も考へておるわけでございます。ただ、くだいようでございますが、一般的に指定預金をうんと活用するのだ、どんな金融機関でもいい、期限もどんな長くてもいい、そういうことをこの際打出せば、それは私はいわゆる金融引締政策の自殺になると思ひますので、その点は十分配慮してやらなければならん、こういうふうに考へております。

○豊田雅孝君 只今の指定預金に關す

るお考へ方、私はそれで差当り結構だと思ふのであります。併し中小企業専門の金融機関におきまして、待つて愛知通産大臣からも、指定預金は只今の前段で申されまして、指定預金は只今しからざる過渡的な暫定的な行き方であるが故に今回は延期するが、延期でなく分割返済を認めするが、引揚げつばなしだといふふうな言われもし、又関係金融機関はさうなつもりでいるわけでございます。従つて非常にそれが第一線に、金融の引締という形で出て来ておるのであります。その結果が先ほど西川委員から述べられたような結果に相成つて来ると思ふのであります。従つてこの際只今お話のように、特定の金融機関に限つて指定預金の引揚げを延期するといふお考へでありますならば、これを早く而も具体的に明らかにせられることによりまして、私は今の金融引締が或る程度緩和せられることは、これはもう當然だと思ふのであります。それだけにあとになればなるほど、その効果はないと思ふのであります。それだけにこの際それを至急に具体的にやりを願わなければと思ふのであります。その点についての御意見を伺ひたいのであります。

それともう一つは、先ほど申しました公正取引委員会に対して、支払基準ともいへば取締基準の急速な設定を通産当局として督促願ひたいと思ふのであります。これについての御意見を伺ひたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 第一の指定預金の問題

「委員長退席、理事加藤正人君着席」

につきましては、御承知のようにこの三月末、即ち明後日でございますが、九十九億九千五百万円に減高なるわけでありす、全体で……そして一応四月から本年九月までの商工中金を初めとしたしるの引揚計画が一応できておりますから、これを再検討しなければならぬ。ただ先ほど申しましたように、一般に指定預金を全部九月までに引揚げるといふことをやめてしまふのだといふふうな政府側の発表としては、これは一つの金融の引締といふことで、物価も下げ、有効需要のなふたところも削らうといふ一つの大きな筋書がございすので、全部こつたものを救済措置としてすつかり御破算にしてしまふのだといふことを言うことは、一ついま暫らく私といたしましては慎重に考へさして頂きたいと思ひます。十分これは、併し具体的な各金融機関との間の協議、或いは大蔵省との相談によりまして、具体的な線が出て来る筋のものと考へますから、大きな意味においてのケース・バイ・ケースの問題の取上げ方といふことにさして頂きたいと考へております。

それから公正取引委員会の下請の促進の問題につきましては、私は多分明日の午後でも公取委員会のほうから當委員会において発表ができるように我々の希望も入れて作業を急いでくれていると私今了解しているものであります。いづれにいたしましても、ここ幾ら遅くとも西三日中には公取の態度がはつきりきまつて、これを公表できることになると思ひますし、若しそいふふうにならぬ見込であれば、政府といたしまして公取にも改めて督促をしなければならぬ、こういうふうに考へております。

○豊田雅孝君 もう一つ、これは日平産業の銀行取引停止、これに伴ひまして関係下請業者に対する不渡手形の横行、これがまあ非常な影響を与へているので、従つてこれについては中小企業庁あたりではすでにその実情も調べられていて思ふのであります。只今判明せられてゐる程度の実情を述べてもらいますと同時に、これは通産大臣なり、或いは長官からでも結構であります。かような大企業の不渡に關連する中小企業者の深刻な悲境に對しまして、如何なる措置をとられるか。先般までは誠に結構な手形だと思つておつたそのものが、翌朝はいかんと、これは今までの信用保証制度でない問題だと思ふのであります。それだけにかなり昨日までは適格手形であつたといふやうないわゆる優良手形とも言うべきものが、一挙にして不渡になつた場合における関係中小企業者の救済対策、これを伺ひたいのであります。

○政府委員(岡田秀男君) 現在のところ私もどつちといたしましては、日平産業関係の下請業者のかたへから、いろいろの実情を聞いておるのであります。が、先ず差当りといつたしまして、は不渡手形を食つてたが困つた、困つたといふのはいけなないのであります。それから、早く自己の債権の保全の方法をとつて手遅れのないように皆さんが共同して事に処するといふことを速かにやらねばいかんといふことを私も一応の段階として指導いたしておるのであります。救済といひますか、この下

請業者の今後のあり方についての私どもの態度でございますが、これは日平産業の關係で不渡を食つたあふれをくつて誠に不氣の毒でありますけれども、そのことそれ自体についてこれを救済するといふ行き方は、ちよつとこれは役所側といたしましても困難であるかと思つてゐるのでございす。この日平産業關係のかたへが、今後日平産業を離れまして、企業の仮に必要がありますれば、転換をするなり、それぞれ再建の計画を立てられるはずであらうと思ふのでございす。その再建の計画を立て、これを実行されて行く上におきまして、私どものほうとして金融上なり、或いは企業診断の面なり、いろいろの面で援助できる面がありますれば、その形において御援助をいたすといふふうには持つて行くより方法がないのじやないかといふ意味において、これらのかたへと主として私どものほうの指導部を中心としたしして接觸を保つてゐるような状態でございます。

○豊田雅孝君 只今のところ不渡の總額が日平産業がどの程度で、関係業者がどの程度になつてゐるか、その辺の調査ができているかどうか。その点、それからもう一つ対策であります。が、輸出保険では、これは對外關係ではありますけれども、相手方の破産等の、関係業者自身の責任に歸すべき前になつてゐるのではあります。國內關係とは言ひながら、先ほど申しましたやうに、日頃は全くの優良手形だといふことになつてゐるにかかわらず、突如としてこれが不渡になつて来る。従つて今の信用保証制度なり、信用保険制度

というものは全然利用する余地がない
ということであるにかかわらず、忽ち
不当なる損失を受けるというようなこ
とになるのがこの大企業の下請の特殊
事情だと思ふのであります。従つて或
る程度以下の資産、或いは企業規模を
持つてゐるような中小企業者というも
のは、さういふ不渡を食ふと忽ちそれ
だけで倒産してしまふのであります
が故に、それらの問題について私は信
用保険の制度の拡大強化等の方法によ
つて、一種の保険的なことができない
ものかといふことは、すでに農業関係
などにつきましては、天災があつた場
合には相当なる今日保険が受けられる
といふことになつてゐるんであります
て、それらのバランスからいつても、
一種の保険制度の拡充、これによつて
賄つて行く考え方があり得るのじやな
いか。これは問題として私は本日は提
供しておこうと思ふのであります。一
つ政府におかれても御研究を願ひたい
と思ふのであります。全般の数字的な
調査ができておりましたら一つ……。

○政府委員(岡田秀男君) この点につ
きましては、私手許に持つておらない
のでございすが、私のほう並びに企
業局等と数字を合せまして最も近い機
会に御披露申上げたいと思ひます。

○海野三朗君 私が伺ひたいしたい
のは、今年の一月から三月までにおけ
る不渡手形の件数と、その金額であり
ます。その増加がどういふふうになつ
てゐるか。先ずそれをお伺ひいたした
い。

それから中小商工業であります
が、先ほど西川委員から述べられ
ましたように非常に行詰つてゐるので
ある。これはもう本当に倒れる一步手

前まで来てゐるんであります。で、こ
の現状は、先ずこの政府が金を引揚げ
るといふやうなことで、ぎり／＼と今
締めかかつてゐるのであります。こ
れをただ私は無制限に緩めるといふの
ではありせん。引揚げるのも結構で
す。結構ですけれども、その引揚げる
のに程度が私はあると思ふのです。余
りにひどい、今息の根が引きとまつて
しまふこの現状を通産大臣は、大蔵省
に今まで長らくおられた財界の偉いか
たでありますからどういふふうにお考
えになつてゐるか、この現状、今の大
蔵大臣に対して又如何なる態度でいな
さるのか。私は率直にこの点をお伺ひ
いたしたいのであります。

○国務大臣(愛知揆一君) 不渡手形の
枚数、金額等につきましては企業局長
官から只今数字について御説明をいた
します。

それから息の根が止まる程度に現在
なつておると、それに対する見方はど
うかといふお尋ねでございすが、こ
れはまさに息の根がとまるとその当該
者から考えますれば思われるほどのこ
とも相当多いと思ひます。

それから客観的に具体的に見てみま
しても、今御指摘の不渡手形の問題や
或いはいわゆる倒産というやうなもの
に現れておられます数字等から見ま
しても、なか／＼容易なことではない
といふふうに私も考えております。た
だ併しながらこれはあえていわれる小
企業等だけの問題ではございせん
で、勤労者においても少くともベ
ス・アップの考え方といふものはここ
一年の間は勘弁して頂きたいといふふ
りな態度である点において、生活の内
容が向上しないといふ、かやうなこと

もございします。又企業におきましても
大企業においても相当の苦しさを今味
つておるわけではございせんし、全体を
通観して見ますれば苦しいところを何
とかやつて行こうといふのが全体の緊
縮財政なり緊縮金融政策の狙いとする
ところでありまして、そこできあひわ
ば何と申しますか、すつきりした形に、
均整のとれた体格にいま一度なつてそ
して新らしく大きな働きができるよう
にといふやうな、現在まあ減食療法で
もやつてゐるというやうな状態ではな
いかと思ふのであります。併しながら
先ほど来述べ申上げておりますやう
に、その苦しみ方といつても全部が全
部いわゆる中小企業だけにしわ寄せら
れて大企業はのう／＼としておる、或
いは大企業に従事する勤労者はのう
うとしておるといふやうなことであつ
ては非常に困りますから、少くとも苦
しみ方を等しくといふとまあ言葉は練
れないかも知れませんが、同じやうに
苦しむといふやうな程度にとどめなけ
ればならぬと思ふのであります。そ
ういふ意味において私どもとして
は、今申しましたやうな中小企業に対
する対策といふものについて一つの、
これだけやれば万端だといふ対策は
私はないと思ひますから、いろいろの
面から少しづつでも智慧を出し合つて
総合的な手を打つて行きたい、私ども
の気持はさういふ気持でこの中小企業
問題に對処してゐるつもりでございま
す。

○海野三朗君 私は今中小企業に力を
入れて申上げましたが、この大企業も
同様であることは勿論でございします。
この不渡手形が六十日から九十日に
なり、九十日から百二十日になり、昨今

では百五十日、甚だしきに至つては百
八十日といふやうな手形になつており
ます。が、これは一休何故でありまし
るか、これを除去する方法としてまし
て大臣はまじめに考えなさつて、あ
の五つの項目を述べられましたけれど
も、それは根本を突きとめておられな
いのではないかと私は思ふ。何故にこ
の手形がこういふやうに期日が長くな
るのであるまいかと、その根本はど
こにあるとお考えになつておるのであ
りまいやうか。六十日が九十日に、九
十日が百二十日になる、百二十日が百
五十日になる、そしてみんな現金の取
引といふことよりも先ずその手形、而
も百日以上のものがもう普通になつて
ゐる。それはどこにその根本原因があ
るのであるまいやうか、それをお伺ひ
いたしたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) これは要す
るに一口に申せば従来の経済の運営が
少し何といひますか実力不相応に大き
くなり過ぎて、そしてそれが今度の一
口に言へば日本経済を正當的な運営に
戻すためには思い切つて縮小しなければ
ならない面があるといふところか
ら、かなり経済界、特に取引の面にお
いて激変が起つて来たといふことの全
体的な何と申しますか過渡的ないろいろ
の現われて来る現象がここに一つに
現われてこの点に集中して、表現され
ておるのではなからうか、極く何とい
いますか、取りまゝとめて簡単に申す
と、さういふことではないかと、私は
考えられるのであります。

○海野三朗君 只今伺ひたいしまし
たのに対するお答えをまあ拝聴いたし
ますと、私どももわからないのであ
ります。これは結局するところ何のこ

とはない、非生産的な方面に莫大な金
をやつておるから生産のほうに廻す金
が少くなつたんだと、端的に申します
ればさういふことになりはいたしま
せん。非生産的な方面に金を向けない
で、非生産的な方面に莫大なる国の予算
が向けられておるといふ結果に、その
結果が一番大きな原因ではないでし
やうか、私はさうではないかと思ふので
すが、大臣は如何にお考えになつて
いらつしやいますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 私はさうい
う見方もあつたかと思ひますけれども、
私はこの生産に向かうからいいのだとい
ふふうには言えないのであつて、本當
には生産が大いに向上して輸出が大いに
増進するといふことであれば最も望ま
しいわけでありまして、率直に言へば
生産が伸び過ぎたのである、それは消
費物資であるとか、或いは他の物資で
あるとか、これら全部を通じて言へる
ことかと思ひますけれども、生産が少
し伸び過ぎたといふところに今日の経
済の複雑な側面が私はあると思ふので
ありまして、非生産的なところへ金が
使われて、生産に向う金がなかつたの
で、そこで手形の期限が延びて来たとい
ふふうには必ずしもならないのでは
ないかと考えております。

〔理事加藤正人君退席、委員長着
席〕

○海野三朗君 これは、大臣の御所見
と、私どもが考えておられるのと大
分ずれておるやうに思ひます。けれど
も、只今のことは承あつておきます
が、今後中小企業に對しての、つまり
金融関係を、大蔵省に御経験のおあり
になる大臣といたしましては、もう足
下まで来てゐる、この不渡の月々の件

数がたしか非常に多くなつて来ておるのではないか、こゝういふ現状に対しての、今最も接近して直ちに手を打たなければならぬ、それにはどういふ手を打とうとお考えになつていらつしやるのか、先ほど伺いましたけれども、それは大分私は遠いのであると思ひます、もう少し早く何とかして頂かなければならぬのではないか。こんなふうに思ふのですが、これを一点と、それから中小工業と、大企業であります、例えば製鉄業のごとくこゝういふふうな大企業といふものがどういふふうに国策の線に沿つて行かなければならないか。大工業、これは儲かつていない、儲かるときはあつても常にマイナスである、そういうものに對しての政府のお考えを一つ聞かせて頂きたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 先ほどから申し上げておられますように、一つのこれという手を打てばいづゆる中小金融問題というふうな複雑な問題が一掃に解決するといふような妙案といふものは私は誰が考えてもないと思ひます。勿論それはこゝで千億や二千億の金でもばらまくと、その資源は公債でも発行して取りあへずこれをばらまくといふことにでもなれば、それは十日か、二十日の間は中小企業者はほとと喜んでくれるかも知れませんが、それは却つて大きな国全体としては目に見えたマイナスが直ちに起つて来ると、こゝう考えますので、私は非常な妙案といふものは、一つだけの案ではないと思ひます。同時に先ほど来お話がございますように、私どもも毎日々々日表を見、或いは各地の状況を朝から注意して毎日見ておるのでありますが、それ

だけにいづゆる不渡手形の状況なり、或いはいづゆる倒産者の数なり、その原因なり、或いは又見方を変えて見ますれば、失業保険の御承知の離職票の受付の状況の確に掌握できるわけでありまして、これらを随時常に、これを注視してございまして、例えば本当に失業をしてしまつたといふのであれば、失業保険を支払ふといふことは勿論でございまして、倒産をした場合、その倒産によつてどういふふうな影響があり、どういふ状況であるかといふことを調べると同時に、これに對する対症療法的な手を考へて行かなければならぬと思ひます。併し商社が倒産し、或いは不渡を出したからと言つて、それに対して救済しろと言われ見ても、これはやつぱりお互ひの、全体の国の立場として見れば、そう一つ一つのものについてのお世話を端的に十分できるという筋のほうではないと思ひます。従つて政府はこゝもやり、あまもやるということをお上げます、如何にも迂遠なことであつて、その急場には間に合はないといふやうなやうな御批評があるかと思ひますけれども、やつぱり政府が全体の立場から見てやる措置としては、そういうやうな相当基本的、根本的な対策でなければいけないじやないかという考えなのであります、要するに不渡手形が出るやうなところをなるべく漸進的に少なくするやうに、或いは例えば商社の倒産といふやうなものが、軒並み一挙に倒れるといふやうな状況を起さないやうに、本来的な対策といふものに重点を置かなければならぬ。こゝういふやうに考へて参りたいと思ひます。

○海野三朗君 只今いろいろ伺ひましたけれども、この不渡手形を皆救済してくれといふのではありません。この不渡手形の濫発と申しますか、こゝういふやうな昨今の現象は素晴らしいものかと思ひます。これは結局今の内閣の財政政策が誤つておるのであるといふふうに私は歸すると思ひますが、つまり今の内閣のあり方と、私どもが考へておりますところのものは平行線のようなものでありまして、意見の相違になつて来ると思ひますから、私はその点に對してあと質問を申し上げますが、この不渡の、先の一月、二月、三月のこの件数と金額をお願いしたい。長官からでも一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(岡田秀男君) 不渡手形と申します、私どもの手許にございましてのは、大体東京の手形交換所の不渡手形が一番数字として身近にあるものでありますから、それを申し上げたいと思ひますが、確報をいたしましては、一月までのものしかございませぬ。これを二十八年度の一月と二十九年度の一月を比べて見ますれば、昨年の一ヶ月では二万二千枚程度の不渡でありまして、金額が二十六億二千八百万円くらいでありましたものが、今年の一月におきましては三万二千枚、金額にいたしましては三十二億五千七百万円、これを一枚当りの金額に直して見ますと、昨年の一月で十一万六千円のもの、今年の一月におきましては十七万二千円といふことに相成つておるのでございまして、二月、三月のものにつきましては、まだ確定数字となつておりませんが、これは速報でございまして、これは速報でよろしければ、又明日こちらへお伺ひいたしますときに申し上げ

るといたしまして、まあ最近の数字としては、三月の下旬、四月頃でございしたか、三千四百枚という不渡が出たのが一番大きかつたように存するであります。二月、三月の概数につきましたは、先ほど申しましたやうに、明日でもこちらへお伺ひしたときに申し上げます。

○高橋衛君 大臣もお忙しいでしようけれども、一言ちよつとこの際御説明をお願いしておきたいと思ひます。先般電力料金の値上げの問題について、いよ／＼政府の方針をおきめに、業者をお呼びになり、懇談せられたといふことが新聞に報道されておつたのですが、政府のおきめになつた大體のお心がまえといふものが、方針といふべきか、といふものについての御説明と、並びに電力会社とお話しになつた結果の大體見通しといふものについての御説明を頂きたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 電力料金の問題につきましては、私のほうから積極的に御報告申し上げようと思つておりましたところでありまして、この問題につきましては、一月の二十日でございまして、電力会社から値上げの申請、希望が出されて以来、当委員会におかれましては、いろいろの観点から非常に長い時間を熱心に御審議を加えて頂きました、當時から私どもとしても非常に有難く存しておりましたこととであります。で、私どもも、その後法規に基きまして、各地におきまして聴聞会を開きまして、その結果も全部まとまりましたので、会社側の申請は四月一日から実施ということと来てお

ります関係上、三月の下旬にもなりまして、たゞ／＼一昨日、九電力会社の社長が、その申請案に對する政府の態度を督促に見えましたので、その機会に通産省としての検討の結果を披露いたしましたわけでございます。で、実はこれは制度上閣議決定を要するものではないのであります、追つて近く閣議にも一応諮りました上で、正式の政府の態度をいたしたいと考へておりますが、併し先ほどお尋ねがございましたやうに、九電力会社の社長に對して、通産省の意見を申しましたし、すでにそれが新聞にも大きく報道されましたので、すでにこれは政府としては決定したと申してもよろしい段階かと考へられるわけでありまして、私どもの考へ方は、累次御審議を願つておりました、とくと事柄を御承知の通り、電力開発は現在の日本にとりまして非常に重大な問題である。これに對して電力会社はよく協力してやつてくれるわけでありまして、ところがこれを経済的に見ると、資本費が増嵩いたしましたので、どうしても値上げをしなければ、恒久的にやつて行けないといふのが、これがもう偽らざる実情であることは、私もよく承知せざるを得ないと思ひます。併しながらかその値上げの程度、或いは料金の体系のきめ方といふやうなものは、国民経済の面において至大な影響のある問題でもありますし、又問題が非常に大きな公共的なものでありますだけに、政府としても勿論であります、又国会に對しましても、この処理については御協力を是非お願いいたしたいと考へるわけでありまして、又動力

の需用者の面に対しても、できるだけの協力をお願いしなければならぬというふうにも考えるのであります。そこで只今申しました、政府として、或いは国会に対してもお願いしてと申し上げますが、例えばその一例は資本費の増減をできるだけ少なくするために、税制上或いは金融上で援助してやつて然るべき問題ではなからうかと考えますので、例えば法人税、それから事業税、固定資産税、不動産取得税といったような税につきましての関係の税全部に及びまして、特に電気供給事業者に対する減税の措置を法制上もお考え願いたいということ、地方税法その他の改正法律案の上にどういう政府の意図も出しているわけでございます。併しこれはまだ国会としての御意思も決定するに至っておりません。それから金融関係におきましては、開発会社の金利が或る程度下りましたけれども、更にこれを国家的な要請に基いて考へ得る余地があるかどうかというところにつきましても、これは関係の向きの意見がまだ最終的にきまつておりません。又需用者側の希望というものには端的に申しまして値上げ絶対反対ということにはなっておりませんが、併し場合によつてはこういう点は考へられるという線も出ておるわけでありまして、これもまだはつきりまとまつた線としては出て来ておらないのであります。こうやつて考へて参りますと、ともかくもこの当分の間は現状の電力会社の経理状況等から見まして、一刻を争つて一つの結論を出すまでには及ばないであらう、勿論電力会社はそれでは困ると言つて当局に対しては、その困るゆえんを繰々説

明されておりますが、これは先ほども申しましたように、ひとり電力会社の立場だけできめるべきものではなくて、三方なり四方なりを睨んできめるべきであると考えましたから、一刻を争うことなく、更に慎重にこの問題と政府としては真正面に取組みまして、将来の電源開発計画等とも視合せまして、相当の時間を置いた上で結論を出したい。こういうふうにも考えまして、その通りを率直に電力会社の責任者たちにもお話いたしました。いろいろ応答がありましたが、電力会社のほうでは大局的にその考え方に對して了承を示してくれました。但しできるだけ速かな機会にそう一年とか二年とかというところを引延ばすことなく、できるだけ早く政府としても態度をきめて欲しい。それに対しては、自分たちもできるだけ協力を惜しまない、こういうのが結末と相成つた次第でございます。

○委員長(中川以良君) ちよつと私から一言それで伺いたいのですが、今の問題でございまして、今大臣からお話のあつたように電気料金に關連いたしまして、各税の問題について特別の措置を講じたい、更に開張の金利も下げたいということ、政府は案をお示しなつた。特に地方税の問題でございしますが、先般私はこの問題は、電気料金はこの際低価格政策に相呼応してできるだけ抑制すべしという見地の下から、電力会社にも合理化を極力要請いたしまして同時に、政府もいたしましては、勿論税制の問題については十分一検討をして頂きたいという意味におきまして、地方税の問題について本委員会では地方自治庁に對しまし

て質問したのであります。ところがどうも固定資産税にいたしまして、事業税にいたしまして、私は今日電力料金の問題に關連して、政府はもつと特段の措置を講じてほしいのじやないかと考へておりますが、地方自治庁は必ずしもそう考へていない。併し最近民間するところによりまして、固定資産税に對するところの特段の措置に關してはこれはとらない。従つて、若しもさうなことになるものと、固定資産税の面におきまして政府が約十六億円か見ておられましたものが、七億円くらいになつてしまふ。その差といふものは結局電気料金を値上げすることになりまふ。開張の利子にいたしましても、予定より少いとなると同様なことが出て参ると思ひますが、そういう点については一体通産省としては、大區としてはどういう考へでおられるか、政府内部に於いて話の食い違ひがあつたならば、これは電気料金として大きく取上げておる問題だけに、相当地に結論をつけたいと思ひますが、この点について御所見を伺いたいののであります。

○國務大臣(愛知揆一君) 只今委員長からお話のありましたのは、その通りでありまして、今十分の時間がありますが、それから詳しくは省略いたしますが、一番問題になつておりますのは固定資産税であります。政府の原案はすでに決定いたしました。現在衆議院で御審議を願つておるのでありますが、衆議院で、これは私も民間にいたしておるものでありますが、電気について固定資産税を減税にすることとは不当である、地方財政に不当なる何と申しますか、しわ寄せをするものであつて、これは修正をすべきであるという御意見があるようであります。それに対しては自治庁としては実はこの案を閣議で決定いたしますまでの間に私どもとしても非常に苦慮したのであります。漸く話がまとまつたというくらいでありますから、或いは只今委員長から御指摘がありましたように、正せるものなら元に戻したいというふうな気が持たれて政府の一部にもあらうかも知れないと思つてあります。御参考までに申し上げますが、固定資産税は法人税率が現在一・六%であります。それを現在の政府提案では一・五%に引下げるということになつておりますが、これは実は電気事業だけではございせん、他の一般法人にも適用するような改正であります。いま一つ、固定資産税には昭和二十九年年度に限つて昭和二十四年四月一日以降漸次にかかるとのついで評価額を六分の一にする、これは電気事業だけに該当するものでございませう。そしてこの両者を合せまして減税額が電気事業全体につきましては十六億五千万円でございます。実は他の法人税や事業税等にも減税の法案が出ておるのでありますが、これは全部やりまして三十二、三億なのであります。そのうちこの固定資産税に該当する分が十六億五千万円であつて、勿論十六億五千万円が全部零になつてしまふという修正案ではございせんが、恐らく十億以上が又電力会社の負担になることになるのでありますから、自然然の面から言へば、私どもがせいで三十二、三億円くらいは減税をやつて上げたいと思つておつたのが十一、二

億円は減つてしまふから、若しそういうふうにこれらの税制の法律案が修正されるということに相成りますと、確かに電力料金を値下げ或いは据置といふことを電力会社に要請する根拠がそれだけ通産省としてはなくなるわけでありまして、私どもとしてはこうなつて参りますことは非常に遺憾だといふふうに考へまして、只今衆議院の地方行政委員会に對しまして、私どもの考へておりますことを率直に訴えておるわけでございますが、まだその結末はついております。只今申し上げましたことはざつとばらんに経過を申し上げたような次第でございませう。一応中間的にお聞取り置き願ひたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(中川以良君) 速記を始め。それでは今日はこれにて散會いたします。
午後三時五十一分散會

三月二十七日日本委員会に左の事件を付託された
一、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十六日)

三月二十七日日本委員会に左の事件を付託された
一、イラン石油輸入に關する諸願(第一八八四号)

一、電気事業法に關する諸願(第一九一五号)

一、電気料金引上げ反對に關する諸願(第一九四六号)(第一九八七号)

第十一部 通商産業委員会會議録第二十五号 昭和二十九年三月二十九日

【參議院】

九

一、クリーニング業を中小企業金融公庫の貸付特定事業に指定するの請願（第一九四七号）

一、軽目羽二重の輸出振興に関する請願（第一九七八号）（第一九七九号）（第二〇〇一号）（第二〇〇二号）

一、かんがい排水用電気料金引上げ反対に関する請願（第一九八五号）

一、電気料金引上げ反対に関する陳情（第五三三三号）（第五三四号）

一、ガス事業法案に関する陳情（第五四五号）

第一八八四号 昭和二十九年三月十日受理
イラン石油輸入に関する請願
請願者 福井市御園町八 巨椋 初蔵外十六名

紹介議員 堂森 芳夫君
わが国の自動車用燃料は、その九十パーセント以上が輸入に依存せねばならない状態にあるため、自動車輸送は、とくに強大なる世界的石油カテルの動きによつて左右される傾向にあり、最近イラン石油の輸入困難に伴い、一部においては早くも外貨割当事情その他を理由として市価の引上げを発表し、また各石油会社もこれにならう実情にある関係上、自動車使用者はその成行きに対してきわめて不安な状態にあるから、すみやかにイラン石油の輸入を促進するよう措置を講ぜられたいとの請願。

第一九一五号 昭和二十九年三月十日受理
電気事業法に関する請願
請願者 東京都文京区湯島三組 町七六 今村久義外二名

紹介議員 上原 正吉君
政府は、今般電気事業法案の提出を準備しているが、この中の第十二条及び第三十七条がこのまゝ制定されると、電気事業者の兼業投資によつてラジオ受信機その他電気器具等が大量に売出されることになるため、関係中小企業者は重大なる影響を受け生活権をおよびやかされる結果となるから、電気事業法制定にあつては、第十二条及び第三十七条を同じ公益事業団体の法律である放送法第二章第九條第五項のサービスに関する規定のごとく改めて、電気事業者本来の使命を全うさせるとともに関係業者を助長育成するような法律とせられたいとの請願。

第一九四六号 昭和二十九年三月十六日受理
電気料金引上げ反対に関する請願
請願者 大阪市會議長 粟井岩吉

紹介議員 左藤 義詮君
今回、全国九電力会社は、電気料金を全国平均一割七分一厘に値上げしようとしているが、これは国家施策である緊縮均衡予算を基調とする低物価政策と公益事業料金抑制の方針に背反する暴挙であるから、電気料金の引上げには絶対に反対であるとの請願。

第一九四七号 昭和二十九年三月十六日受理
クリーニング業を中小企業金融公庫の貸付特定事業に指定するの請願
請願者 新潟市学校町二番丁新 瀧岸洗染商工業協同組合 理事 富沢寅蔵外五百五十五名

紹介議員 西川 弥平 治君
クリーニング業は、当初製造加工業として中小企業金融公庫から一部貸付けを受けていたものであるが、突如十日附公庫総務部長通ちによつて指定金融機関に貸付けの打ち切りを通告されたことは遺憾である。本業が公衆衛生上のサービス業であり、また一種の加工業である点を考慮の上特定事業または製造業（物品の加工修理を含む）として貸付けを復活せられたいとの請願。

第一九七八号 昭和二十九年三月十七日受理
軽目羽二重の輸出振興に関する請願
請願者 福島県伊達郡川俣町宇 鉄地町四七福島県織物同業会内 高橋利吉 木村 守江君

紹介議員 木村 守江君
米國政府は、一九五三年六月三十日附をもつて災害予防の目的のため可燃性織物禁止法を制定し、一箇年の猶予期間を経て本年七月一日から実施することの確報を得たが、現在米國向に輸出されているわが国の絹織物並びに同製品の過半数が本法の適用を受けるおそれがあり、かくては軽目絹織物の生産において全国の八パーセントを占める福島県下の産地は他品種への急速なる転換は不可能で壊滅的打撃であるから、米國政府が絹織物を除外されるよう適當の措置をとられたいとの請願。

第一九七九号 昭和二十九年三月十七日受理
軽目羽二重の輸出振興に関する請願
請願者 福島県伊達郡川俣町宇 鉄地町四七福島県織物同業会内 高橋利吉 木村 守江君

紹介議員 木村 守江君
米國政府は、一九五三年六月三十日附をもつて災害予防の目的のため可燃性織物禁止法を制定し、一箇年の猶予期間を経て本年七月一日から実施することの確報を得たが、現在米國向に輸出されているわが国の絹織物並びに同製品の過半数が本法の適用を受けるおそれがあり、かくては軽目絹織物の生産において全国の八パーセントを占める福島県下の産地は他品種への急速なる転換は不可能で壊滅的打撃であるから、米國政府が絹織物を除外されるよう適當の措置をとられたいとの請願。

第一九八五号 昭和二十九年三月十八日受理
かんがい排水用電気料金引上げ反対に関する請願
請願者 東京都渋谷区上通二ノ二七全国土地改良協会内 小枝一雄

紹介議員 雨森 常夫君 宮本 邦彦君 岸 良一君
九電力会社が通商産業省に申請中の電気料金引上げ案によれば、全国平均一割四分四厘の値上りとなり、とくに立地条件に恵まれない土地改良関係農家にとつて必要欠くことのできないかんがい排水用に電気料金は、実に二倍以上の値上りとなるため、この値上げが実現すると関係農家のこころむる打撃は深刻であつて、到底その負担に堪えられず、また影響するところじんだであつてまことに憂慮すべきものがあるから、かんがい排水用電気料金については、（一）現行通り一般の料金制と切り離し別建とすること、（二）その特殊性にかんがみ、基本料金及び使用電力量とともに極力引下げ、現在の支払料金準備の範囲にとどめること等の特別の措置を講ぜられたいとの請願。

第一九八七号 昭和二十九年三月十八日受理
電気料金引上げ反対に関する請願
請願者 大阪市大淀区豊崎東通 リ二の三 馬場チミ外二十八名

紹介議員 大屋 普三君
この請願の趣旨は、第一九四六号と同じである。

第二〇〇一号 昭和二十九年三月十九日受理
軽目羽二重の輸出振興に関する請願
請願者 福島県知事 大竹作摩 外一名

紹介議員 木村 守江君
この請願の趣旨は、第一九七八号と同じである。

第二〇〇二号 昭和二十九年三月十九日受理
軽目羽二重の輸出振興に関する請願
請願者 福島県議會議長 蓮沼 龍輔

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一九七八号と同じである。

第五三三三号 昭和二十九年三月十三日受理
電気料金引上げ反対に関する陳情
陳情者 滋賀県彦根市議會議長 手島村勝次郎

電気料金の値上げ案が審議されているが、需用家はもとよりこれ以上の値上げには耐え難き苦境にあるとき、当の電力会社における最近の事業実績は莫大なる収益を挙げていると伝えられるから、この際徹底的に経営の合理化を図るとともに電力事業の持つ公益性の特殊事情にかんがみ会社側の責任において本案を善処することを要望し電気料金値上げには反対であるとの陳情。

第五三四号 昭和二十九年三月十五日受理
電気料金引上げ反対に関する陳情（二通）
陳情者 京都府宇治市議會議長 小山元次郎外一名

この陳情の趣旨は、第五三三号と同じである。

第五四五号 昭和二十九年三月十九日受理

ガス事業法案に関する陳情

陳情者 北海道知事 田中敏文

ガス事業は、地方的性格のきわめて強い独占事業であつて、これが監督権限は地方自治体にゆだねるべき面が多く、さらに工作物の保安、監督、災害対策、事故のし後措置等についても、すべて現地処理を必要とし、地方公益事業の性質上、当然権限をもつ地方自治体の担当すべき行政事務であるにもかかわらず、今回提出されたガス事業法案によれば、行政事務の一元化を図る意図のもとに、都道府県知事の権限を極度に制限していることは、はなはだ遺憾であるから、真の地方自治民主行政の実現を図るため、同法案について（一）第二十八条第二項（ガス工作物の維持）、第四十六条（報告の徴収）及び第四十七条（立入検査）の各事項権限を都道府県知事に附与すること、（二）保安取締上現に都道府県知事の有する監督権限を削除または減少しないこと等の措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十九年四月十六日印刷

昭和二十九年四月十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局